

平成29年 2月 6日

各 位

会 社 名 コカ・コーラウエスト株式会社
代 表 者 代表取締役社長 吉松 民雄
(コード番号 2579 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 総 務 部 長 松 平 欣 也
(Tel. (092)641-8760)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年3月22日開催予定の第59回定時株主総会に、コカ・コーライーストジャパン株式会社（以下、CCEJといたします。）との経営統合（以下、本経営統合といたします。）に伴い、当社の商号変更等を含む「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本経営統合の詳細につきましては、平成28年9月30日付「コカ・コーラウエスト株式会社とコカ・コーライーストジャパン株式会社の経営統合に関する統合契約および株式交換契約の締結、ならびにコカ・コーラウエスト株式会社の会社分割による持株会社体制への移行、商号変更および定款の一部変更について～統合後の新会社の名称はコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」（同日一部訂正）をご参照下さい。

記

1. 定款変更の目的

定款変更を行う主な理由は、以下のとおりです。

- (1) 本経営統合による持株会社体制への移行に伴い、商号を「コカ・コーラウエスト株式会社」から「コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社」へ変更するものです。
(変更案第1条)
- (2) 本経営統合による持株会社体制への移行に伴い、事業目的を整理し追加・変更を行うことおよび経営体制の見直しを行い取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を変更することならびに相談役および顧問制度に係る規定の削除を行うものです。
(変更案第2条、第20条、現行定款第29条の削除)
- (3) 本経営統合の一環として行われる平成29年4月1日効力発生予定の当社を株式交換完全親会社とし、CCEJを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行および今後の機動的な経営を図るため、発行可能株式総数を5億株に変更するものです。
(変更案第6条)
- (4) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するものです。(変更案第28条) (なお、かかる変更につきましては、各監査等委員の同意を得ております。)
- (5) 本経営統合に伴う商号の変更により、ザ コカ・コーラカンパニーとの間で新たに平成29年4月1日付商号使用許可契約を締結することとなるため、附則の変更を行うものです。
- (6) その他、条文の削除に伴う条数の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 : 平成29年3月22日(水)

定款変更の効力発生予定日 : 平成29年4月1日(土)

※なお、定款変更の効力発生は、当社およびCCEJ株主総会において上記1.(3)に記載の株式交換ならびに当社株主総会において本経営統合の一環として行われる当社による吸収分割がいずれも原案どおり承認可決され、それらの効力が平成29年4月1日(予定)に発生することを条件とします。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第1条 当社は、 <u>コカ・コーラウエスト株式会社</u> と称し、英文では、 <u>COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Coca-Cola Bottlers Japan Inc.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよび次の事業を営むことを目的とする。</u>
(1) ~ (10) (省 略)	(1) ~ (10) (現行どおり)
(11) 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業および倉庫業。	(11) 貨物自動車運送業、 <u>貨物利用運送業</u> 、自動車運送取扱業および倉庫業。
(12) 総合リース業およびファクタリング業。 (新 設)	(12) 総合リース業およびファクタリング業。
(13) ~ (19) (省 略)	(13) <u>病院施設内等でのテレビ、冷蔵庫、ランドリー機器およびロッカー等のレンタル業。</u>
(20) 自動車の修理、整備業。	(14) ~ (20) (現行どおり)
(21) 旅行業。	(21) 自動車の <u>売買</u> 、修理および整備業。
(22) 建築工事業。	(22) 旅行業。
(23) 前各号に付随または関連する事業。	(23) 建築工事業。
(24) 前各号の事業およびこれを含む諸事業に対する投資ならびに経営。	(24) <u>電気工事業。</u>
第3条~第5条 (省 略)	(25) <u>古物売買業。</u>
第 2 章 株 式	(26) 前各号に付随または関連する事業。
(発行可能株式総数)	(27) 前各号の事業およびこれを含む諸事業に対する投資ならびに経営。
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億7千万株</u> とする。	第3条~第5条 (現行どおり)
第7条~第12条 (省 略)	第 2 章 株 式
第 3 章 株 主 総 会	(発行可能株式総数)
第13条~第19条 (省 略)	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億株</u> とする。
	第7条~第12条 (現行どおり)
	第 3 章 株 主 総 会
	第13条~第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 20 条 当会社に、取締役(監査等委員である取締役を除く)15名以内をおく。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第 21 条～第 27 条 (省 略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p><u>(相談役および顧問)</u></p> <p>第 29 条 <u>取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名をおくことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 30 条～第 32 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 33 条～第 35 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市 N. W. コカ・コーラプラザ 1 に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成 21 年 1 月 1 日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよび Coca-Cola なる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p> <p style="text-align: center;">附 則 2 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第 20 条 当会社に、取締役(監査等委員である取締役を除く)10名以内をおく。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 21 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 29 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 32 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>当社の商号は、アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ市 N. W. コカ・コーラプラザ 1 に本店を有するザ コカ・コーラカンパニーとの間の平成 29 年 4 月 1 日付商号使用許可契約によって得た、ザ コカ・コーラカンパニーの商標であるコカ・コーラおよび Coca-Cola なる語をその一部として使用することの許可に基づき、当該許可の継続期間中に限り、かつ、当該許可がザ コカ・コーラカンパニーによって取り消されたときは直ちにその使用を中止すべきことを条件とするものである。</p> <p style="text-align: center;">附 則 2 (現行どおり)</p>

以 上